

大村市教育委員会告示第2号

大村市認定地域クラブの認定に関する要綱を次のように定める。

令和8年3月18日

大村市教育委員会
教育長 遠藤 雅己

大村市認定地域クラブの認定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、文部科学省が策定した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」(令和7年12月文部科学省。以下「国ガイドライン」という。)に規定される「地域クラブ活動に関する認定制度」に基づき、市が地域クラブの認定を行うに当たり必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「地域クラブ」とは、大村市立中学校(以下「学校」という。)と連携・協働し、部活動の教育的意義や役割について継承・発展させることを目的とし、地域での多様な体験や豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値を創出しながら、発達の段階やニーズに応じた多様な活動を実施する団体をいう。

(認定要件)

第3条 市が認定する地域クラブは、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 学校の部活動から地域展開したクラブであり、学校と協議してクラブを立ち上げ、学校と連携して活動すること。ただし、複数の学校の部活動の生徒を1つのクラブが受け入れる場合は可とするが、その学校の一部の生徒しか在籍していない場合は、その限りではないこと。
- (2) 活動内容や活動実績について、必要に応じて生徒の所属校に情報共有を行うこと。
- (3) 大会出場を目的として臨時的に編成されたものではなく、年間を通して活動するものであること。
- (4) 低廉な会費を設定する等、営利目的を主とした運営でないこと。
- (5) 活動拠点は主に地域の学校とし、活動場所までの移動について、生徒及び保護者に過度な負担を与えないよう配慮すること。
- (6) 公正で持続可能なクラブの運営のため、複数の役員や指導者が携わること。
- (7) 次の内容を満たす規約又は会則(以下「規約等」という。)を定めており、その内容が社会通念上、適切であると認められること。

ア 目的

イ 運営体制

- ウ 入退会の方法
- エ 会費及び会計年度
- オ 活動場所
- カ 活動時間
- キ 休養日
- ク 構成員が加入する保険

- (8) 市、スポーツ団体等が主催する指導者研修を受講する等専門性及び指導力の向上に努めている指導者が運営に携わること。
- (9) 事業計画、収支予算、事業報告、収支決算、その他規約等で定める事項に関わる書類が作成され、保管されていること。
- (10) 国ガイドライン、「長崎県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」（令和5年3月長崎県）及び「大村市の新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」（令和6年10月大村市）を遵守すること。
- (11) 生徒の安全確保に努め、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為は、人権を侵害する違法行為であることを理解し、生徒の人権を尊重して活動を行うこと。
- (12) 過度な練習が、スポーツ障害・外傷のリスクを高め、バーンアウト、精神の不安定等につながることを正しく理解し、成長期にある生徒がバランスのとれた生活を送ることができるよう、学校の部活動に準じた休養日及び活動時間を設定すること。
- (13) 生徒の発達段階や健康の状態、気温等の環境を考慮し、指導内容、練習時間、水分補給、休息时间等を設定すること。
- (14) 活動場所の施設管理者と連携し、用具及び施設の点検、保護者及び関係機関への連絡体制の整備等、生徒の安全確保に万全を期すこと。

（認定申請）

第4条 地域クラブの認定を受けようとする地域クラブの代表者（以下「申請者」という。）は、部活動の地域展開に伴う地域クラブ認定申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）及び大村市地域クラブ認定要件確認書（様式第2号）を市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出するものとする。

（認定の手続）

第5条 教育長は、前条第1項の規定による申請があったときは、必要に応じてヒアリング、現地確認を行う等申請内容を審査し、認定の可否を決定するものとする。

2 市が地域クラブを設置し、第3条に規定する認定要件に基づいて活動するときは、当該地域クラブは認定を受けたものとみなす。

3 第1項の規定により認定を受け、又は前項の規定により認定を受けたものとみなされた地域クラブは「大村市認定地域クラブ」（以下「認定クラブ」という。）と称する。

（認定又は不認定の通知）

第6条 教育長は、前条第1項の規定により認定をしたとき、または、認定しないときは、部活動の地域展開に伴う地域クラブ認定・不認定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（認定の有効期間）

第7条 認定クラブの認定の有効期間は、認定の効力の発生日の属する年度の翌々年度末ま

でとする。

(変更の届出)

第8条 申請者は、認定を受けた後、申請内容に変更が生じたときは、速やかに認定クラブ変更の届出書(様式第6号)により教育長に届け出なければならない。ただし、その変更が軽微な場合はこの限りでない。

(休止の届出)

第9条 申請者は、認定クラブの活動を休止するときは、速やかに認定クラブ休止の届出書(様式第7号)により教育長に届け出なければならない。

(廃止の届出)

第10条 申請者は、認定クラブの活動を廃止するときは、速やかに認定クラブ廃止の届出書(様式第8号)により教育長に申し出なければならない。

(認定の取消し)

第11条 教育長は、認定クラブが次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すものとする。

(1) 不正な手段等により認定を受けたとき。

(2) 申請者から、前条の規定により廃止の届出があったとき。

2 教育長は、前項の規定により認定を取り消したときは、認定クラブ認定取消通知書(様式第9号)により、申請者に通知するものとする。

(認定クラブに対する指導助言等)

第12条 教育長は、ヒアリング、現地確認等により、認定クラブの取組状況等を把握し、必要な指導助言等を行うものとする。

(認定クラブに対する支援)

第13条 教育長は、認定クラブに対し、必要に応じて次に掲げる支援を行うものとする。

(1) 認定クラブの活動に資する情報の提供

(2) 認定クラブの運営等への助成

(3) 認定クラブの学校施設等の優先利用等活動場所の提供

(4) 認定クラブの指導者の就任を希望する教員等の兼職兼業の促進

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この告示の規定に関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

3 教育長は、令和9年3月31日までの間、第3条各号に掲げる認定要件のうち、第6号、第8号又は第9号に該当しない申請者を認定できるものとし、その場合、申請者に対し、適切に活動を実施するための指導、助言等を行うものとする。